

平成 21 年第 4 回にかほ市議会臨時会会議録 (第 1 号)

1、平成 21 年 5 月 26 日第 4 回にかほ市議会臨時会がかほ市役所象潟庁舎議場に招集された。

1、招集議員は次のとおりである。

| | | | |
|------|---------|------|---------|
| 1 番 | 飯 尾 善 紀 | 2 番 | 佐々木 正 勝 |
| 3 番 | 市 川 雄 次 | 4 番 | 池 田 好 隆 |
| 5 番 | 宮 崎 信 一 | 6 番 | 佐 藤 文 昭 |
| 7 番 | 佐々木 正 明 | 8 番 | 小 川 正 文 |
| 9 番 | 伊 藤 知 | 10 番 | 加 藤 照 美 |
| 11 番 | 佐々木 弘 志 | 12 番 | 村 上 次 郎 |
| 13 番 | 菊 地 衛 | 14 番 | 佐々木 清 勝 |
| 15 番 | 榊 原 均 | 16 番 | 竹 内 賢 |
| 17 番 | 佐 藤 元 | 18 番 | 齋 藤 修 市 |
| 19 番 | 佐々木 平 嗣 | 20 番 | 池 田 甚 一 |
| 21 番 | 本 藤 敏 夫 | 22 番 | 佐々木 正 己 |
| 23 番 | 山 田 明 | 24 番 | 竹 内 睦 夫 |

1、本日の出席議員 (24 名)

| | | | |
|------|---------|------|---------|
| 1 番 | 飯 尾 善 紀 | 2 番 | 佐々木 正 勝 |
| 3 番 | 市 川 雄 次 | 4 番 | 池 田 好 隆 |
| 5 番 | 宮 崎 信 一 | 6 番 | 佐 藤 文 昭 |
| 7 番 | 佐々木 正 明 | 8 番 | 小 川 正 文 |
| 9 番 | 伊 藤 知 | 10 番 | 加 藤 照 美 |
| 11 番 | 佐々木 弘 志 | 12 番 | 村 上 次 郎 |
| 13 番 | 菊 地 衛 | 14 番 | 佐々木 清 勝 |
| 15 番 | 榊 原 均 | 16 番 | 竹 内 賢 |
| 17 番 | 佐 藤 元 | 18 番 | 齋 藤 修 市 |
| 19 番 | 佐々木 平 嗣 | 20 番 | 池 田 甚 一 |
| 21 番 | 本 藤 敏 夫 | 22 番 | 佐々木 正 己 |
| 23 番 | 山 田 明 | 24 番 | 竹 内 睦 夫 |

1、本日の欠席議員 (な し)

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 佐藤文一 局長補佐 佐藤正之
庶務係長 佐々木孝人

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

| | | | |
|--------|-------|---------|-------|
| 市長 | 横山忠長 | 副市長 | 横山昭 |
| 教育長 | 三浦博 | 企業管理者 | 佐々木勝利 |
| 総務部長 | 佐藤好文 | 市民部長 | 齋藤隆一 |
| 健康福祉部長 | 木内利雄 | 産業部長 | 伊藤賢二 |
| 建設部長 | 佐々木秀明 | 教育次長 | 佐々木義明 |
| ガス水道局長 | 阿部誠一 | 消防長 | 中津博行 |
| 会計管理者 | 大場久 | 総務部総務課長 | 森鉄也 |
| 財政課長 | 佐藤家一 | 防災課長 | 長谷山良 |
| 市民課長 | 竹内規悦 | 健康推進課長 | 鈴木令 |

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第1号

平成21年5月26日(火曜日)午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 新型インフルエンザ対策に関する報告
- 第4 議案第54号 平成21年度にかほ市老人保健特別会計補正予算(第1号)の専決処分の報告及びその承認について
- 第5 議案第55号 にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第56号 にかほ市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第57号 にかほ市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第8 議案第58号 にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第9 議決事件の字句、数字等の整理の件

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第1号に同じ

午前 10 時 00 分 開 議

●議長（竹内睦夫君） ただいまの出席議員は 24 人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

ただいまから平成 21 年第 4 回にかほ市議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第 121 条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 79 条の規定により、9 番伊藤知議員、10 番加藤照美議員を指名します。

日程第 2、会期の決定を議題にします。議会運営委員長の報告を求めます。佐々木正明議会運営委員長。

【議会運営委員長（7 番佐々木正明君）登壇】

●議会運営委員長（佐々木正明君） おはようございます。

本日 9 時 15 分より議会運営委員会を開催いたしまして、本日の第 4 回にかほ市議会臨時議会は、本日 5 月 26 日、1 日間とすることに決定いたしましたので、よろしくお願いたします。

●議長（竹内睦夫君） これから議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） これで質疑を終わります。

お諮りします。会期は、議会運営委員長の報告のとおり本日 1 日間と決定することに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日 1 日間に決定しました。

日程第 3、新型インフルエンザ対策に関する報告を行います。これを許します。市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） おはようございます。臨時会への御参集、大変ありがとうございます。

それでは、新型インフルエンザの対策経過等について御報告をいたします。

メキシコやアメリカなどで発生した豚インフルエンザへのヒトへの大量感染を受けて、世界保健機構（WHO）が 4 月 27 日に警戒水準フェーズ 3 から世界的な大流行に結びつく可能性を認定するフェーズ 4 に引き上げたことなどに伴い、日本政府は 4 月 28 日午前、新型インフルエンザ対策本部を設置し、同日、厚生労働省は新型インフルエンザが発生したと宣言いたしました。このため旅客機の乗り入れを成田、関西、中部、福岡の 4 空港に集約するなど、国では水際対策を実施してきております。

秋田県では、4月28日、新型インフルエンザ対策危機管理連絡部を設置し、5月8日には新型インフルエンザ発熱外来を由利組合総合病院正面玄関前に設置し、その対策に当たっております。

にかほ市では、秋田県新型インフルエンザ対策行動計画に基づいて、4月28日午後3時に、にかほ市新型インフルエンザ発熱相談センターをスマイルの健康推進課内に設置し、ホームページやチラシで周知を図りながら、毎日午前8時30分～午後8時まで、市民の不安解消などのための相談を受けております。25日現在までの相談者は11人ですが、幸いなことに感染を疑われるケースの相談はなく、いずれも新型インフルエンザには結びつかないものであります。

4月30日には世界保健機構がフェーズ5に引き上げたことから、総務部長をトップに関係部課長で構成する、にかほ市危機管理連絡部を設置し、新型インフルエンザ対策に努めてきておりましたが、秋田県では国内の感染状況が拡大していることから、5月16日に秋田県新型インフルエンザ対策本部を設置し、県内警戒宣言をしております。にかほ市としても日本国内の感染者が96人となり、今後の流行拡大などが懸念されることから、5月18日午前9時に、にかほ市新型インフルエンザ対策本部を設置し、対策本部会議において新型インフルエンザの市内警戒宣言を発し、同時にチラシの発行などを決定したところであります。

しかしながら、これまでのところ強毒性の鳥インフルエンザと違い健康被害が軽いことから、国民生活や経済活動への影響を最小限に抑えるために、国では5月22日に対策方針の見直しを行っております。その内容は、感染の広がりや程度で地域を感染初期地域と患者急増地域の2段階に分類し、都道府県が実情に応じてどちらに該当するか決定、急増地域では休校措置を自治体が独自に判断できるなど対策を弾力化したものとなっております。また、秋田県では24時間体制で県民の皆様からの問い合わせの対応や情報の収集に当たっており、今後、新型インフルエンザの県内発生に備え発熱外来センターを設置する市町村に対し運営費の補助を検討することやセンター業務に携わる医師、看護師等に対する補償についても6月定例県議会に関係予算を提案する考えのようであります。

当市と由利本荘市では、この状況を踏まえながら、本荘由利広域市町村圏組合立休日診療所に発熱外来センターの設置の準備を進めているところであります。

なお、今後の状況によっては専門家の指導を受けながら、にかほ市に発熱外来センターを設置するなどの対策を講じることも考えられることから、市医師会との協議、調整を行い、協力体制の整備をお願いしているところであります。

いずれにしましても市民の皆様には、うがい、手洗い、マスクなどの感染予防対策を十分に行い、御自分の健康管理に努めていただきたいと思いますと考えているところでございます。

以上、報告とさせていただきます。

●議長（竹内睦夫君） これで新型インフルエンザ対策に関する報告を終わりました。

日程第4、議案第54号平成21年度にかほ市老人保健特別会計補正予算（第1号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第5号）から日程第8、議案第58号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてまでの5件を一括議題とします。

朗読を省略しまして、当局から提案理由の説明を求めます。市長。

●市長（横山忠長君） それでは、臨時会に提案しております議案の要旨について御説明を申し上げます。

議案第 54 号平成 21 年度にかほ市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第 5 号）でございます。

平成 21 年 5 月 18 日付で専決処分した平成 21 年度にかほ市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）について承認を求めるものであり、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 785 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,063 万 9,000 円とするものでございます。

補正の内容としては、平成 19 年度老人医療費の資格審査による精算を行うものであります。

議案第 55 号にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

現下の地域経済状況並びに国の人事院勧告及び秋田県人事委員会の意見にかんがみ、6 月に支給する特別職の期末手当及び一般職の期末勤勉手当の支給の一部を凍結するため、6 月に支給する市議会議員の期末手当についても 0.15 ヶ月分凍結をすることをお願いするものでございます。

議案第 56 号にかほ市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

議案第 55 号と同様に 6 月に支給する市長、副市長及び企業管理者の期末手当について 0.15 ヶ月分凍結するものでございます。

次に議案第 57 号にかほ市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

議案第 55 号及び議案第 56 号と同様に 6 月に支給する教育長の期末手当について 0.15 ヶ月分凍結するものであります。

議案第 58 号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

議案第 55 号及び議案第 56 号並びに議案第 57 号と同様に、6 月に支給する一般職の期末勤勉手当について、あわせて 0.2 ヶ月分凍結するものであります。

以上、議案の要旨について御説明申し上げましたが、補足説明については担当の部課長等が行いますので、よろしく御審議をいただき、御承認並びに可決決定くださるようお願いを申し上げます。

●議長（竹内睦夫君） これから各議案に対する担当部長の補足説明を行います。

初めに、議案第 54 号について、齋藤市民部長。

●市民部長（齋藤隆一君） 議案第 54 号平成 21 年度にかほ市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第 5 号）の補足説明をいたします。

老人保健の医療費の請求が既定の予算額以上に多く出てまいりまして、5 月 20 日納付期限の医療給付費の支払いができなくなったために、やむを得ず専決処分を行ったものであります。

7 ページをお開きください。

歳出から御説明をいたします。

1 款 1 項 1 目 19 節の負担金補助及び交付金 785 万 8,000 円は、過年度分の医療給付費支払い額の

不足分として補正したものでございます。

内容といたしましては、19年度診療分の医療費の請求でございましたが、資格審査の精査に時間がかかったために今回の請求となったもののようにございます。

6ページの歳出につきましては、支払い医療費のうち診療報酬支払い基金が12分の6、国が12分の4、県が12分の1、市が12分の1を負担する規定に基づいた負担割合となっております。市の負担分につきましては、過年度分の過誤調整による返納金を充てることといたしております。以上でございます。

●議長（竹内睦夫君） 次に、議案第55号から58号について、佐藤総務部長。

●総務部長（佐藤好文君） 議案第55号から議案第58号について、一括して補足説明いたします。

深刻化する経済情勢を踏まえ、人事院は本年度6月に支給する国家公務員の期末手当と勤勉手当を合わせて0.2ヵ月分凍結する臨時勧告を行い、秋田県の人事委員会も国の人事院勧告の内容に準じた月数分を凍結するべきとの意見を申し出ております。

にかほ市におきましても人事院の臨時勧告並びに秋田県人事委員会の意見等を踏まえ、今回、職員の期末勤勉手当、特別職、教育長と市議会議員の期末手当の一部を凍結する内容の条例改正でございます。

改正内容について御説明いたします。

議案第55号、56号、57号につきましては、それぞれ市議会議員と特別職並びに教育長へ支給する6月の期末手当1.6ヵ月分を0.15ヵ月分凍結し、1.45ヵ月分の支給とするものでございます。

議案第58号につきましては、一般職の職員へ支給する6月の期末手当1.4ヵ月分を0.15ヵ月分凍結した1.25ヵ月分とし、勤勉手当については0.725ヵ月分を0.05ヵ月分凍結した0.675ヵ月分とし、合わせて0.2ヵ月分を凍結するものでございます。

また、再任用職員についても国に準じて期末手当を0.05ヵ月分、勤勉手当を0.05ヵ月分凍結しておりますが、にかほ市には該当する職員はおりません。

なお、それぞれの凍結による減額は、配付しております資料のとおりでございます。以上で終わります。

●議長（竹内睦夫君） これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑には、自己の思いや意見を入れないように注意してください。

なお、発言は自席で行ってください。

初めに、議案第54号平成21年度にかほ市老人保健特別会計補正予算（第1号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第5号）についての質疑を行います。

質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第54号の質疑を終わります。

次に、議案第55号にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

質疑の通告がありましたので発言を許します。12番村上次郎議員。

●12 番(村上次郎君) 資料等による説明でほとんどが回答されているというふうに見えますので、残った部分について質問します。

提案理由にあります、「現下の経済状況」の現況、それから、こういうふうになってきている根源、このことについてはどのように考えているかどうかお尋ねします。その1点です。

●議長(竹内睦夫君) 答弁、総務部長。

●総務部長(佐藤好文君) お答えします。

昨年来の世界的な金融危機を発端とした景気の急速な悪化に伴い、中小企業のみならず大企業までが大幅な減収、減益となっております。特に中小企業は資金繰りが厳しく、雇用情勢も悪化しており、夏のボーナスも大幅な減額や、あるいはいまだ妥結していない企業もございます。

市といたしましても一日も早い景気回復を願っておりますが、まだ当分は現在のような厳しい経済情勢や雇用情勢が続くものと考えております。

以上です。

●議長(竹内睦夫君) 12 番村上次郎議員。

●12 番(村上次郎君) このような不況についていろいろ新聞等でも出ているわけですが、その根源についてもう少し突っ込んだ見解があったらお知らせ願いたいと思います。

●議長(竹内睦夫君) 答弁、市長。

●市長(横山忠長君) 大変難しい御質問でございます。この100年に一度と言われている現状の経済不況、発端はアメリカのサブプライム問題から発してリーマンブラザーズ、これの破綻、こうしたことが世界的な金融不安に大きくつながったと私は思っております。ですからこういう中で株価も低迷してまいりましたし、あるいはいろんな要素が絡み合っただけでこうした不況になったのではないかな、特にこういう将来的な経済的な不安、それが大きく広がりまして消費が大幅に落ち込んだと。このことがやはり企業活動、そういうことに大きく影響したことが今回の不況につながったのではないかなというふうに——思っております。適切なお答えにはなっておらないかと思いますが、私はそのように考えております。

●議長(竹内睦夫君) ほかに議案第55号に対する質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長(竹内睦夫君) 質疑なしと認め、これで議案第55号の質疑を終わります。

次に、議案第56号にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

質疑の通告がありましたので発言を許します。12番村上次郎議員。

●12 番(村上次郎君) 56号については資料でわかりやすく説明されておりますので、改めての質疑、つけ加えることはありません。また、関連して57号も同じです。

●議長(竹内睦夫君) ほかに議案第56号に対する質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長(竹内睦夫君) 質疑なしと認め、これで議案第56号の質疑を終わります。

次に、議案第57号にかほ市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正

する条例制定についての質疑を行います。

質疑の通告がありましたので発言を許します。16 番竹内賢議員。

●16 番（竹内賢君） 総務部長の説明で1点目については、0.15 ヶ月分ということでわかりました。

ただあの文章上ですね、条例というのはやっぱりこれ法律ですから、一般市民も当然見るわけですね。これが、なぜこういう書き方をしなければならないかということが疑問なんですよ。というのは、ここにも書いてありますが、「100 分の 140 とあるのは」、「100 分の 160 とあるのは」、「100 分の 125 とあるのは」、「100 分の 145 とする」と。こういういわゆる法律の書き方ですね。これは国語の文章からいって、文法上おかしいのではないかと。どういうふうにしてこれを解釈するのか、かなり悩んだわけですよ。したがって、こういう書き方をしなければならないという理屈というものはあるんですか。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、佐藤総務部長。

●総務部長（佐藤好文君） お答えします。

教育長は一般職に属する常勤の地方公務員であります。給与や勤務時間その他の勤務条件の規定は適用されず、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件については他の一般職に属する地方公務員とは別個に条例で定めることとなっております。このようなことから、教育長の給与等の条例については一般職に属する地方公務員に置き換えて比較する形で定めております。このようなことから、今回のような条例改正の内容となっておりますので御理解を願いたいと思います。

●議長（竹内睦夫君） 16 番議員、よろしいですか。

【16 番（竹内賢君） 「まあいい」と呼ぶ】

●議長（竹内睦夫君） 村上次郎議員もいいですね。

【12 番（村上次郎君） 「はい、いいです」と呼ぶ】

●議長（竹内睦夫君） ほかに議案第 57 号に対する質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第 57 号の質疑を終わります。

次に、議案第 58 号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

質疑の通告がありましたので発言を許します。16 番竹内賢議員。

●16 番（竹内賢君） 1 点目については先ほどの回答でわかったことにします。わかりました。

2 点目以降ですね、19 年度のかほ市職員のラスパイレス指数は 91.5%です。また、今年度予算書によれば 6 月と 12 月の期末勤勉手当は、国の 4.5 ヶ月分に対して当市の場合は 4.45 ヶ月分であり、現実として低い内容になっています。この現実を見据えてのいわゆる人事院勧告、あるいは県の人事委員会、こういう意見、あるいは現下の経済情勢という言い方をしていますが、減額の提案をしているのか、このことについて伺います。

それから 2 つ目は職員組合との交渉で、職員組合のほうからどのような意見が出されたのか、交渉内容について伺います。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

●総務部長（佐藤好文君） お答えします。

国との比較についてであります。ラスパイレス指数は91.5と、確かに支給基準となる給料の額は国に比べて低い水準であります。しかし、6月と12月の合わせた期末勤勉手当については、国が4.5ヵ月に対し、にかほ市が4.45ヵ月分となっておりますが、秋田県については4.35ヵ月分とにかほ市よりも低い支給となっております。これは平成19年12月において国の勧告が勤勉手当の0.05ヵ月分引き上げを示したのに対し、秋田県人事委員会は期末手当の0.1ヵ月分引き下げを勧告したことを受けて、にかほ市においては国と県の勧告が全く相違していたことから、にかほ市の給与水準が低いことや職員組合との協議など、総合的に判断し据え置きとしたことによるものでございます。

現在、国に対し県は低い支給額となっておりますが、今回は国に準じた意見となっております。にかほ市においても地方公務員法に定めている情勢適応の原則に照らして人事院勧告に準じて特例措置を講ずることが適当であるとの考えから、今回の一部凍結としたところでございます。

次に、職員組合との交渉ですが、去る5月14日に組合側に対して労働協約に基づく事前協議を申し入れし、18日に事前協議を行いました。組合側に対しては現下の厳しい地域経済情勢にかんがみ、国及び秋田県、県内自治体の動向も踏まえ、給与の均衡の確保と民間企業の夏期一時金が昨年に比べて大きく減少することが見込まれるため、民間水準との整合性の確保を考慮したやむを得ない措置であるとし、勧告どおり暫定的に支給の一部を凍結することに対し理解と協力を求めたところでございます。

組合側からは次のような要求がありました。今後行われる8月の人事院勧告並びに10月の県人事委員会の勧告を踏まえ、改めて今回の凍結分も含め取り扱いを協議することの確認でございます。これについては当局としてもそのように措置——協議するというところで回答をしております。

特例勧告後の国の期末勤勉手当支給月数1.95ヵ月分を超える凍結は行わないことの要求に対しては、当市の場合、国・県同様に期末勤勉手当の凍結月数を0.2ヵ月とした場合の凍結後の支給月数は1.925となり、国の支給月数は下回るものの先ほど御説明したとおり平成19年12月の国と県の勧告との相違から据え置きとしていたため、秋田県の支給月数1.875よりは上回るようになることから御理解をお願いしたところでございます。以上でございます。

●議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

●16番（竹内賢君） 今の説明で組合のほうも、いずれ8月の人事院勧告について言及をされ、そしてそれを市当局は尊重すると、そういう理解でこの交渉が終わったと、そういう内容でいいですか。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、佐藤総務部長。

●総務部長（佐藤好文君） いずれ今後出される8月の国の人事院勧告並びに10月ごろ出されます秋田県の人事委員会の勧告に基づきまして再度協議するというところで確認をしているところでございます。以上です。

●議長（竹内睦夫君） 次に、12番村上次郎議員。

●12番（村上次郎君） この最初の説明などで人事院勧告、あるいは人事委員会の意見書について

も全体についてでないので、概要というかこの部分に関しては説明されているのでいいです。

先ほど市長の別議案についての答弁もありますけれども、一連に減額されているわけです。それについて、組合との交渉についても今の同僚議員の質問に答えていますから、ある程度把握できましたけれども、どういう見解を持っているかということについては端的にお答え願いたいと思います。この1点です。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、佐藤総務部長。

●総務部長（佐藤好文君） 竹内議員にお答えした内容と重複することもあるかもしれませんがけれども御了解願いたいと思います。

人事院勧告の内容は、特別調査でも明らかになった民間の状況を踏まえ、限りなく反映させているため、最終的な年間支給月数の調整は本年も例年の職種別民間給与実態調査の結果に基づき行うとする勧告によるとしておりますが、暫定的な措置として国家公務員の平成21年6月に支給する期末手当、勤勉手当の支給月数の一部を凍結する特別措置を勧告したものでございます。

秋田県の意見の申し出の内容は、先ほども申し上げましたけれども国及び他の公共団体の給与の確保の面から、あるいは民間企業水準との公平性の確保の面から、人事院勧告と同様に凍結する旨の意見の申し出があったものでございます。

地方公務員の給与は、国及び他の地方公共団体の職員並びに民間企業の従事者の給与、その他事情を考慮して定めることとされており、にかほ市においても国に準じた特例措置を実施することが適当であると考えておりますので御理解をお願いしたいと思います。以上です。

●議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

●12番（村上次郎君） これまで人事院勧告というと8月というふうに相場が決まっておりました。今回6月ということで、しかも手当に限定して勧告する、こういうのは異例だと思うので、こういう前例があったかどうか記憶があったらお尋ねしたいと思います。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

●総務部長（佐藤好文君） 私の記憶では、このようなことはなかったように認識しております。以上です。

●議長（竹内睦夫君） ほかに議案第58号に対する質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第58号の質疑を終わります。

10時50分まで休憩します。

午前10時37分 休憩

午前10時50分 再開

●議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

●議長（竹内睦夫君） これから議案第54号から議案第58号までの討論、採決を行います。

初めに、議案第 54 号平成 21 年度にかほ市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第 5 号）の討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第 54 号の討論を終わります。

これから議案第 54 号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の方の起立を願います。

【賛成者起立】

●議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 54 号平成 21 年度にかほ市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第 5 号）は承認することに決定しました。

次に、議案第 55 号にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第 55 号の討論を終わります。

これから議案第 55 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

【賛成者起立】

●議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、議案第 55 号にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決されました。

次に、議案第 56 号にかほ市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第 56 号の討論を終わります。

これから議案第 56 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、議案第 56 号にかほ市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決されました。

次に、議案第 57 号にかほ市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第 57 号の討論を終わります。

これから議案第 57 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、議案第 57 号にかほ市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決されました。

次に、議案第 58 号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を行います。

初めに、反対討論の発言を許します。12 番村上次郎議員。

●12 番（村上次郎君） 議案第 58 号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、賛成できないので討論します。

提案では、6 月の期末勤勉手当について支給の一部を凍結する、このような内容です。しかし、労働者の賃金というのは、本来、対等の労使交渉に基づいて合意の上で決められるものです。しかし、御承知のとおり日本の公務員労働者は労働基本権が制約されているということで、その代償措置としての人事院勧告制度によって、毎年 5 月から民間給与等詳しい実態調査が行われ、その結果に準拠するよう賃金、労働条件が決定されています。そして県の人事委員会は、国のこの勧告を参考にして県職員の賃金、あるいは労働条件を勧告する、こういう形になっております。

しかし、先ほど答弁にありましたように 6 月だけ、しかも手当だけを勧告する、これは前例のないことです。人事院の調査や勧告に問題があるということが言われると思います。

もともと公務員の手当は前の年の冬、そして当年度、ことしの夏における民間支給実態を 7 月まで調査、そして 8 月の人事院勧告に反映されるということになっています。ところが人事院はこのルールを破って 4 月 7 日から 24 日まで、その間に民間調査を実施しています。ところが民間の春闘というのは 5 月の連休明けから本格的に行われるので、この春闘の結果が反映されない間の調査ということになります。したがって、意図的に早い時期に調査して早い勧告をしているというように言えるのではないかというふうに思います。しかもこの調査は、通常は 1 万 1,000 企業を対象に訪問をし、聞き取って調査をしています。ところが今回は短期間に 2,700 社を対象に、しかも郵送の調査をしています。サンプル数が少なく、しかもボーナスの一時金を妥結したと回答したのは、人事院勧告の調査の表にもあるように 2 割足らずなのです。実質はその妥結は 1 割程度にしかなくていないのじゃないかというような状況です。

このように人事院勧告の調査と勧告の仕方、これ基本的に問題があるというふうに思います。

それから、なぜこんなふうになったかということですが、こういうふうにルール破りをしてまで行ったというのは、自民党が手当の減額法案を検討したと。そして自民・公明党が国家公務員の給与の検討に関するプロジェクトチームを立ち上げる。そして圧力をかけた。こういうことで人事院が動き出したというふうにとっても仕方がない、そういうふうに見られて当然というふうな状況です。与党は選挙向けに公務員をたたいたとアピールすることやルール無視の賃下げ実績をつくる、こういうことがねらいだというふうに言っているかと思います。

さて、政府はその一方では内需拡大ということで景気回復をしなければいけないというふうにして補正予算も大幅な金額で出しております。ところが、内需をふやすのが今回の手当減策というふうになって、全く逆行しているというふうに関内に対する状況ではないかというふうに思います。そしてこれは民間の賃金引き下げ、そして公務員と、悪循環を促進することになります。定額給付

金が交付されましたけれども、先ほどの当局の説明では、一般職がカットされると、このモデルで配偶者と子供2人の凍結額が7万8,878円というふうに説明されました。定額給付金はこのモデルでいくと6万4,000円です。定額給付金は全てまた取られる。それ以上に凍結されていくと、こういう状況です。市役所の職員320名ほどおりますが、この総額が2,400万円、これは地域経済にもマイナスの影響しか与えないのではないかというふうに思います。

以上述べましたが、本年度は管理職の手当もカットされています。いろいろなところでカットされていく、こういうことでいいのかというふうに思って、以上述べた観点からこの原案には賛成できないということを表明して討論とします。

●議長（竹内睦夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 次に、反対討論の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） ほかに討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 討論なしと認め、これで議案第58号の討論を終わります。

これから議案第58号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、議案第58号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決されました。

日程第9、議決事件の字句、数字等の整理の件を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会会議規則第43条により、議会で議決されました議案において、その条項、字句、数字その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。平成21年第4回にかほ市議会臨時会を閉会します。

午前11時03分 閉会